



2026年8月10日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場)
問 い 合 わ せ 先	取締役執行役員 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

これまでにお知らせしておりますように、J TRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J トラストアジア」といいます。）は、タイにおいて、引き受けた転換社債の返済を求める民事訴訟をG Lに対して提起しておりました。本日、当該民事訴訟に係る第一審判決の言渡しがあり、裁判所はJ トラストアジアの請求を基本的に認容し、おおよそ以下の判決を言い渡した旨、J トラストアジアの代理人弁護士より報告がありました。

【判決の要旨】

1. G Lは、J トラストアジアに対して、総額5,522,400,000タイバーツ（約26,508百万円 1タイバーツ=4.8円で換算）及び判決所定の遅延損害金を支払え。
2. 但し、J トラストアジアがシンガポールにおいてGroup Lease Holdings Pte. Ltd. に対して取得した確定判決124,474,854米ドル（約19,667百万円 1米ドル=158円で換算）に基づいて実際に受領した金額については、上記1. の金額から控除する。
3. G Lは、J トラストアジアに対して、訴訟費用及び弁護士費用としてそれぞれ1,000,000タイバーツ（約5百万円）を支払え。

当社グループといたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、損害の回収に最大限努めてまいります。

以 上